RAJAH & TANN ASIA
LAWYERS WHO KNOW ASIA

ラジャ・タン法律事務所 アジア法セミナー

『新任駐在員の知っておくべき　シンガポール法と実務 Overview』

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度ラジャ・タン法律事務所によるアジア法セミナー「新任駐在員の知っておくべきシンガポール法と実務の Overview」を開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

1　**日時：2018 年 4 月 26 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 00 分**

2　**会場：Rajah & Tann Singapore LLP　25 階　第 1 会議室**

住所： 9 Battery Road, #25-01 MYP Centre, Singapore 049910
最寄駅：Raffles Place MRT より徒歩 2 分

3　**概要：**新年度を迎え、今年もまた多くの新任駐在員皆様がシンガポールに赴任されたかと存じます。ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスクでは、長年にわたり多くの日本企業様・駐在員様のご支援をさせていただいてまいりました。このセミナーは、シンガポール法の概要について日本法との違いも念頭に広くご案内し、新任駐在員皆様の今後のみちしるべとさせていただくことを企図しています。具体的には、シンガポールにおける①会社法、②雇用法・就労ビザ規制、③コンプライアンス（贈収賄、競争法、個人情報保護法、刑事）、④契約法、紛争解決（訴訟、仲裁）についてそれぞれ１５分から２０分程度で簡潔にその特徴をご案内し、皆様のご質問に回答・ディスカションいたします。時間の制約上、各法制度の詳細には踏み込みませんが、現地弁護士の立場から、新任駐在員様に短時間でシンガポール法の姿かたち、主な留意点をお示し、今後の駐在生活・業務の一助となれば幸いです。

4　**講師：**ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスク所属弁護士
大塚　周平（日本・星 FPC・英国・ＮＹ州法弁護士、日本国公認会計士）、雫幸太郎（日本法弁護士）、上野美代子（シンガポール法弁護士）

ラジャ･タン法律事務所･ジャパンデスク
ラジャ･タン法律事務所は、シンガポールに350名、ASEAN全域に700名の弁護士を擁する、当地域最大規模の法律事務所です。2000年より現地法資格を有する日本人弁護士によるジャパンデスクを設け、数多くの日本企業の東南アジア進出・進出後の現地会社法・雇用法・契約法アドバイス、贈収賄・競争法・社内不正等の現地コンプライアンス、訴訟・調停・仲裁による国際投資・商事紛争の解決法務に携わって参りました。

5　**言語：**日本語

6　**対象：**シンガポールにおいて事業を営まれる日系企業の新規赴任駐在員皆様

7　**受講料：**無料

8　**お申込方法:**
ご所属、ご氏名、e-mail アドレス、電話番号を明記の上、ラジャ･タン法律事務所ジャパンデスク japandesk@rajahtann.com まで e-mail にてお申し込みください。会議室席数に限りがございますので、定員になり次第締め切らさせていただきます。何卒ご了承ください。
お電話によるお問い合わせは（+65 6232 0163　担当： Mei Yeng Toh）までご連絡ください。

敬具